

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2880号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

馬で木材を伐り出す(撮影・村上昭浩 JPS)



も く じ

随 想	情 報	フ ォ ー ラム	政 策	活 動
小さな島のまちづくり……………長崎県小値賀町長 西 浩三…(11)	町村Navi……………(10)	千葉県一人口の少ない町が「発酵の里」でまちおこし…千葉県神崎町……………(6)	「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」について 総務省 自治財政局 公営企業課 制度係長 森 麻理子…(3)	第31次地方制度調査会が発足―本会からは藤原会長が委員として参画……………(2)

◎写真募集◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。

写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

コラム

馬 搬

午年(うま)もはや半年が経とうとしている。遅ればせながら馬の話題をひとつ。馬搬(ばはん)という言葉をお聞きになったことがあるだろうか。土地によっては駄曳(だえき)とか土曳(どえき)ともいい、英語ではホースロッキング。山中で伐採した木材を、馬の力と山の傾斜を巧みに使って、集積場(土場)まで運び出すことである。昭和の中頃までは北海道、八戸、遠野、木曽、九州など、馬搬も盛んで、日本の山は人と馬で賑わっていたというが、現在ではほとんど廃れた技術である。

江戸時代からの馬産地で、明治から昭和の中頃にかけては、馬による交易の一大中継点であった遠野郷では、現在でも乗用馬生産や馬術の普及に取り組んでいる。だがここでも、馬搬の技術を持つのは70代、60代の三人の馬方だけとなった。今のうちにこの技術を継承しておこうと立ち上がったのが、馬に深く関わってきた岩間敏さんら30代の若者数人である。早速、弟子入りし馬搬の技術を学ぶとともに遠野馬搬振興会を設立した。

世界をみると、馬搬先進国はイギリスやドイツ等だ。現在でも多くの馬と人が森で働いている。イギリスの馬搬協会 British

法政大学教授 岡崎 昌之

おかざき まさゆき

House Loggers (BHL) のパトロンはチャールズ皇太子で、イギリス王室が全面的に支援している。女性のロガーも多い。ヨーロッパでは馬搬は馬だけでなく、小型機械装備の荷車などが馬と組み合わせて使用され、いわばハイブリッドの先端的森林伐採事業である。

大型機械を森に入れるには作業道も必要となる。機械による土壌の締固めが森への影響はかなり高くなる。それに比べ馬搬は、人が歩けるところであれば馬も入れる。作業道は不要で、1トン近い重種馬を使うが、締固めの影響は20センチほどしかないといわれる。森で下刈した草はその場で馬の飼料となるし、イギリスでは馬搬で搬出した木材をオーガニック認証する動きも始めている。昔から馬糞の堆肥で作った米は「うまい」と言われている。岩間さんは馬糞の堆肥で作った米を「馬米(うまい)」、「ほつれん草は「ホースレンソウ」と名づけて販売もし、好評だ。

人と動物と自然の共存を考えて森林保全をしつつ、新技術としての馬搬を再興することは、新しい林業を構築する一つの方策でもある。水力、風力に加えて「馬力」を見直そうではないか。

第31次地方制度調査会が発足

― 本会からは藤原会長が委員として参画 ―

全国町村会



▲畔柳会長（右）に諮問する安倍総理大臣（左）



▲本会より委員として出席した藤原会長

5月15日（木）、第31次地方制度調査会の第1回総会が首相官邸で開催され、本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が委員として出席した。

会議では、はじめに会長及び副会長の選任が行われ、会長に畔柳信雄委員（三菱東京UFJ銀行特別顧問）、副会長に碓井光明委員（明治大学教授）を選任した。

次に安倍総理大臣から「地方の活性化は安倍内閣にとって最重要のテーマであり、特に地域の担い手、社会保障制度を支えている労働力人口等が減少している人口減少社会において、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるように、元気な地方を作っていくことは喫緊の課題である。第1次安倍内閣ではじめた一連の地方分権改革はもちろん、個性を活かし自立した地方を作っていくために、地方行政の体制のあり方や、そのガバナンスのあり方など、必要な改革を私の内閣でさらに前に進めていきたいと考えてい

るので、幅広くご議論いただき、具体的な提言を頂くようよろしくお願いしたい。」との挨拶が行われた後、「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。」との諮問が畔柳会長に対して行われた。

その後、新藤総務大臣の挨拶に続き、意見交換が行われ、藤原会長は、特に、「人口減少社会に対応する地方行政体制のあり方」について、①多様な地域の特性や実情を踏まえた、幅広い議論を行うこと。②「都市と農山村の共存」を念頭に置いた議論を行うこと。③景気回復が未だ実感できない条件不利地域、農山村の現状を踏まえた議論を行うこと―3点について言及するとともに、国土の多様性、町村の果たしている役割など、地方の実態をよく踏まえて検討を深めるよう訴えた。

なお、地方制度調査会は2年以内に内閣総理大臣に答申し、これに基づき政府は具体的な制度の見直しに着手することとしている。

政 策

政策解説

「地方公営企業法の適用に関する研究会
報告書」について

総務省 自治財政局 公営企業課 制度係長 森 麻理子

一 はじめに

地方公営企業の会計制度については、国際基準を踏まえて見直されている企業会計基準と地方公営企業会計制度との制度上の違いが大きくなってきたことから、資本制度の見直し（平成24年から適用）、会計基準の見直し（平成26年度予算決算から適用）が行われた。

現在、人口減少社会を迎え、国・地方の財政状況が厳しさを増す一方で、施設の大量更新時代を迎え、地方公営企業の有する施設の維持管理・更新に多額の費用を要する状況にある。更新投資のための費用把握・財源確保など、経営基盤を整備し、地方公営企業の提供する住民サービスを安定的に供給するためには、経営状況の的確な把握が求められ、そのためには地方公営企業法（以下「地公企法」という。）の財務規定等の適用が必要と考えられる。このため、総務省に「地方公営企業会計の適用に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、財務規定等の適用が求められる背景・意義や事業毎の地方公営企業の現状、適用範囲の拡大にあたっての課題・対応等を整理した。

本稿では、平成26年3月にとりまとめられた研究会報告書の概要について解説する。なお、文中意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

二 研究会報告書の概要

1. 地方公営企業法の概要・法適用の状況

水の供給や公共輸送の確保、医師の提供、下水の処理などの住民生活に不可欠なサービスを提供するため地方公共団体が経営する地方公営企業には、地方自治法や地方財政法、地方公務員法に対する特例である地方公営企業法（以下「地公企法」という。）が適用される。地公企法は全ての地方公営企業に一律に適用されるのではなく、特定の企業のみならず、法律上当然に適用される。（特定の企業以外でも任意適用されることは可能。）現在、下水道事業や簡易水道事業等には、地公企法が当然には適用されてはいないが、研究会においては、地公企法が当然に適用される事業の範囲を拡大することについて検討が行われた。

平成24年度においては、地方公営企業8,724事業のうち、地公企法適用事業（以下「法適用事業」とい

う。）は2,999事業（事業数全体の34.3%）となっている。地公企法任意適用対象事業に占める実際に法適用している事業数の割合は対象事業数全体の11.5%となっている（過去10年間増加）。

2. 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要の高まり、③料金収入の減をはじめとする厳しい財政状況、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等に見られるように、地方公営企業を取り巻く環境は大きく変化している。

このような変化の中、地方公営企業を継続して経営し住民生活に必要な不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、規模の大きさを問わず、

・ 中長期的な視点による経営計画の策定

・ 施設等の更新も含めた建設改良計画の策定

・ 将来必要な更新投資を踏まえた適正な料金算定

等を行わなければならない。その前提として、地公企法の財務規定等を適用（すなわち地方公営企業会計を適用）し、事業の経営成績（損益情

政 策

報)や財政状態(ストック情報)を基礎とした経営状況を的確に把握する必要がある。

3. 地方公営企業の現状

研究会報告書においては、現在地公企法が当然に適用されていない事業について、各事業の現状を踏まえてその適用範囲の拡大の是非を検討するため、各事業の現状について整理を行った。多くの事業に共通する留意事項としては、事業規模の小さい事業や一般会計において実施している事業が一定数あることが挙げられた。

また、地公企法の財務規定等の適用に係る課題や移行に要する期間・職員数、必要な支援策等について地方公共団体に対して意見調査を行った。意見調査の結果、「地方公営企業会計に精通した職員の不足」や「資産評価作業の事務負担」を、財務規定等適用に係る重要な課題として認識している事業が多くあることが分かった。また、その他「独立採算が困難」、「小規模・単独事業」であることなど、当該事業への財務適用はなじまないとする回答もあった。財務規定等適用への移行に要した平均期間は、約2年7か月、平均職員数は約3・5人であり、財務規定等適

用に関して必要な支援策としては、「移行準備に要する経費への支援」、「移行のためのマニュアルの策定・改訂」、「簡便な手法による合理的な資産評価の検討」等が挙げられた。

4. 適用拡大にあつての課題と対応

各事業の現状、地方公共団体や関係省庁等の意見等を踏まえ、地公企法の財務規定等の適用範囲の拡大にあつての課題と対応を検討した結果、主な課題として①移行体制に係る支援の強化、②財政的支援の強化、③固定資産をはじめとする会計情報の整備、④十分な移行期間の確保、⑤小規模事業・小規模団体への対応等が挙げられた。

まず、①移行体制に係る支援に係る対応策の方向性としては、法適用マニュアルの整備や経営アドバイザー派遣事業の強化、都道府県や法適用団体と連携した移行体制の構築が挙げられた。②財政的支援の強化については、事業規模にかかわらず移行には一定の固定費用がかかる可能性があるので、特に小規模事業への配慮が必要であること、また、移行に係る経費について、起債など複数年度で負担できる仕組みを検討することが有益であること等が示された。さらに、③固定資産情報の整備・

台帳整備には、一定の費用・手間がかかることを前提に、整備手法を検討しマニュアルなどでその手順を示す必要があること、④移行期間については、移行団体の実績や受託業者が限られている場合があること等を踏まえて設定する必要があることが示された。最後に、⑤小規模事業・小規模団体への対応に関しては、簡易水道事業・下水道事業を例にとり、事業の規模の違いにより移行に係る負担が大きく異なると考えられることから、段階的に法適用を進めていく必要があるのではないかとされた。

5. 地方公共団体の懸念に対する見解

地公企法の適用を拡大するにあたり、繰入制限や経費回収率に関して「以前より経営が厳しくなる」といった懸念が地方公共団体にあると考えられる。まず、法適用により一般会計からの繰入れが制限され、経営が厳しくなるのではないかと懸念については、法適用事業について、必要な経費全てを料金で賄わなければならないものではなく、臨時例外的に一般会計が補助を行うことも認められており、財務規定等の適用の後で、一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない、



何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかし愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎ 0120-349-250 ☎ ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)
(回線がつながりませんでしたら 03-5561-1111 を押してください。)



三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

政 策

と整理された。次に、現在、任意適用対象事業について、「経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う収入をもって賄うことができるものであること」と説明していること、財務規定等の適用範囲の拡大との関係については、経営管理の必要性の高まりという状況の変化に対応するため、70～80%の経費回収率にとられず全ての企業に地公企法が適用されていくべきであり、この任意適用の基準については見直す等の対応が必要であるとされた。

6. 今後の財務規定等の適用範囲の拡大に関する考え方

最後に、「2. 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義」で確認した財務規定等の適用の必要性を踏まえると、全ての事業に対して、地公企法の財務規定等を適用していく必要性が認められるとし、特に、簡易水道事業や下水道事業については、その適用の必要性が高い事業であるとされた。この二事業については、住民生活に密接に関連していることや、施設の維持管理・更新を行うべき必要性が高まっていることから、財務規定等の適用の必要性が高いものとされたが、適用範囲拡大につい

ては、「4. 適用拡大にあたっての課題と対応」での整理を踏まえ、人的・財政的支援等の検討や段階的適用範囲の拡大推進、十分な移行期間の設定が必要であるとされた。

今後、財務規定等の適用範囲の拡大については、施設の維持管理・更新が喫緊の課題であることからその時期が遅くなることは望ましくないとしつつ、総務省においては、地方公共団体等と意見交換を行いながら様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑・着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべきである、とされている。

三 おわりに

今回の研究会報告書においては、適用範囲拡大にあたっての課題・対応や、特に適用範囲拡大の対象とすべき事業等が整理された。研究会報告書を受け、今後、ロードマップが示されると考えられるが、地方公共団体におかれては今後の動向に留意いただくとともに、積極的に財務規定等の適用に取り組んでいただければ幸いである。

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。

お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から**41%(保険料)割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払いによる割引で更に**5%割引**
保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については
取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 ●フリーダイヤル 0120-731-087 (受付時間 月～金 9:30～17:00)
(取扱代理店) ●FAX 03-3519-7325 お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください
<http://www.chisato-ag.co.jp> 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

[SJ13-32125(2014.3.28作成)]

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。 [車両保険引受保険会社] 損害保険ジャパン(団体・公務開発部第3課 03-3593-6456)

▷神崎町航空写真



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

千葉県一人口の少ない町が 「発酵の里」でまちおこし

千葉県

神崎町

町の概要

千葉県内で最も人口が少ない神崎町（平成26年4月末現在…6、460人）は、千葉県の北東部、利根川を挟んで茨城県と接する位置にあり、利根川沿いの平坦で肥沃な土壌を生かした稲作などの農業が基幹産業となっており、かつて利根川の水運業が盛んだっ



た江戸時代から明治にかけては、米や大豆などの豊かな農産物を元に酒、みそ、しょうゆ等の醸造業が発達し、多くの店が河岸周辺の街道に軒を連ねて賑わっていました。最盛期には、「関東の灘」と呼ばれていたこともあり、狭い通りに造り酒蔵が7軒、味噌蔵や醤油蔵も軒を並べていました。

その後、鉄道の発達とともに利根川の水運は廃れて醸造業も衰退してきましたが、現在でも江戸時代から300年以上にわたり醸造を続けている蔵元が2軒あり、発酵文化を今に伝えています。

本町の交通網は、利根川の水運に代わり、鉄道ではJR成田線が、幹線道路では国道356号が、町の東西を結んでおり、このような状況の中、本年4月12日に町を南北に貫く首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の茨城県稲敷インターチェンジ〜神崎インターチェ

フォーラム

ンジ間が開通し、来年には成田空港までつながる予定です。本町では、この圏央道開通により周辺地域が発展することに大きな期待を寄せています。

取組の動機

少子高齢化は本町でも進んでおり、人口減や住民の高齢化（平成26年4月1日現在…高齢化率29・5％）などに伴い、町の中心街路においてもシャッターの閉まっている店舗が増えるなど活気がなくなってきました。

そのような中、「仁勇」で知られる鍋店と「五人娘」の寺田本家は老舗の酒蔵として別々に酒蔵まつりを行っていましたが、これを同じ日にできないかという提案が鍋店よりあり、町が間に入り同日開催することになりました。この酒蔵まつりの準備のため、寺田本家と地元の農家の提案で平成20年に「発酵の里協議会」という組織を結成し、酒蔵まつりの開催を契機に、発

酵文化をキーワードにした官民一体のまちおこしが始まったのです。

千葉県で一番小さな町が元気に楽しくなれるようにと、発酵食品や循環型農法などおいしく健康に良いものをテーマとして、以前から発酵食品の効能に注目していた老舗の酒蔵や、有機農業に取り組んでいた農家らが集まって、まちおこしの機運が高まってきました。また、本町としても町のイメージアップと、観光客呼び込むことによる町の活性化を見込んで、住民側から発案された「発酵の里」づくりに取り組むようになりました。

取組の内容

(1) 発酵の里こうざき酒蔵まつり

平成21年から始まり、多くの観光客を呼び込むイベントとなった「酒蔵まつり」は、水稲をはじめとする数多くの農産物と、良質で豊富な水の恵みを生み出した酒・みそ等の発酵文化を広くアピールし、町の商工・観光振興を目的に開催しています。2軒の酒蔵のお祭りを中心に酒蔵の周辺延長約1kmに及ぶ県道・町道を歩行者天国にして、味噌や「ひしほ」（もろみ味噌）といっ

＜酒蔵まつりの様子 本部ステージ前＞



＜酒蔵まつり 試飲の様子＞



た発酵食品や地元農産物などを販売する店舗を設置し地元商店の参加により、河岸周辺の街道にかつての賑わいを呼び戻そうと、町をあげてのお祭りとして賑わいをみせています。

2軒の蔵元（鍋店・寺田本家）でそれぞれ別々に行っていた日本酒の試飲や蔵見学を中心とした酒蔵まつり（現在も各蔵元において独自の呼称で開催されている）に神崎町が加わり、「酒蔵まつり」として初めて共同して開催することになりました。個別に開催していたところの人数は合計5千人程度であったため、同数の人数を見込んでいまし

たが、ふたを開けてみれば2万人の来場。誰もがその相乗効果に目を見張りました。

さらに平成22年には、マスメディアに取り上げられ、JR東日本によって新宿駅から臨時急行も運行されるようになり、前年を大きく上回る3万5千人（神崎町の人口の5倍以上）が「酒蔵まつり」に訪れ、当日用意した商品が売り切れる店舗も出るなど、祭りは町の活性化とイメージアップにつながっており、知名度が上がっていると実感できるようになってきました。

近年の全国的な健康志向・自然志向



▷発酵の里こうざき 酒蔵まつり2014

フォーラム

の高まりとともに、発酵食品が見直されてきています。本町でも、このような大きな動向を踏まえ、平成24年1月には、発酵のまちづくりというテーマを掲げ、「全国発酵食品サミット」を開催し「発酵の里こうざき」を全国に発信し、さらに平成25年には「発酵の里こうざき」の名称を商標登録したところです。

また、町をさらにPRするため、ゆるキャラ制作に取り組み、町のシンボルである国指定天然記念物の「なんじゃもんじゃの木」と「発酵」をモチーフにしたゆるキャラ「なんじゃもん」を制作し、平成25年の酒蔵まつりでデビューをはたしました。

本年の3月16日に開催した5回目の酒蔵まつりは、天候にも恵まれ5万人の来場者があり、発酵食品・オーガニック食品などの出店を含めて約200店舗が出店するまでに成長し、千葉県一小さな町の関東一大きな酒蔵まつりになりました。



▷ゆるキャラ「なんじゃもん」

(2) 「発酵の里」を支える人たち

発酵の里を支える人として、地元の農家の存在が大きく、なかでも農薬や化学肥料に頼らない米や大豆を生産し、安全でおいしい農作物を消費者に直接届けようという農家が集まって「発酵の里」を支える活動が行われています。

この団体では、従来から生産者と消費者との信頼関係を築くため、田植えや稲刈り、酒仕込みなどの農業体験ができる交流イベントや、地元でとれた農作物を地元の小学校給食で食べてもらうなどの食育、首都圏で行われるナチュラルマーケットへの出店や講演会などを積極的にを行っています。そして「発酵の里」としてのまちおこしにも積極的に参画し、蔵元に米を提供するなどの材料面だけでなく、自ら栽培している大豆を使用した自家製のみそ造りや菜の花からなたね油の生産も手がけています。こうした生産者の方々の様々な取り組みもあり、自然豊かな環境に惹かれて、神崎町に移り住んでくる人々も現れてきています。「農業体験を通じて有機農業に興味を持った県外の若者が、町の古民家を借りて活動に参加するようになった」という新規就農を志す人や、「在来種のおいしい大豆や良質な水があり、発酵の里としてのまちおこしの動きにも共感して出店を決めた」という豆腐店(月のとうふ)、酒粕を使用した酵母パンの店(福ちゃんパン)などの出店もあり、こうした

◁酒蔵見学の様子



町の外からの人も「発酵の里」を支えるようになってきています。

(3) 健康食品としての酒粕さけかす

「発酵の里」の代表的な食品として酒粕があげられます。従来から神崎町の蔵元では、酒造りに伴って生成される酒粕は、健康食品として大変体に良いことをアピールしていたところであり、人気商品のひとつでした。

そうしたところ、平成22年11月、全国ネットの情報テレビ番組において、日本の伝統健康食をテーマに発酵食品である酒粕が取り上げられ、更なる注目が集まりました。酒粕は原料となる米に含まれる食物繊維の働きを良くし、悪玉といわれるLDLコレステ

ロール値を下げる効果があり、ビタミンB群やアミノ酸など栄養やうまみの宝庫であることや、健康食品として酒粕をおいしく食べるための調理法が紹介されました。

この番組において神崎町の蔵元が取材を受けたこともあり、放送後、同蔵元はもとより酒粕を扱う業者でも酒粕が売切れとなるなど大きな反響となりました。今後も「無農薬米で、正直に発酵させる、本来の酒粕の力ある商品を作り続ける」(寺田本家)ことで、消費者に良質な酒粕を届けていきたいとしています。

現状と今後の課題

酒蔵まつりは、毎年来場者が増え商店街はたいへんな賑わいを見せていますが、本町には、一級の観光施設がないため、普段は人通りの少ない閑散とした商店街です。今後の課題としては、酒蔵まつりに来た来場者が普段から神崎町を訪れてくれるようなまちづくりが必要です。

そのために現在、本町の活性化の拠点施設として圏央道神崎インター隣接地に道の駅の建設を計画しています。名称は「道の駅 発酵の里こうざき」として、平成27年オープンを予定しています。この道の駅に発酵食品を全国より集め、多くの来場者が訪れることを期待しています。

フォーラム



(図面提供：発酵の里協議会)

このように本町では、伝統ある地域の産業の特性を生かし、住民自らがその魅力を発信して都市生活者との交流を深め、まちおこしを行っています。

また、圏央道の開通（神崎―C―大栄JCT（仮称）…開通予定平成27年）

により首都圏からの交通アクセスが向上する中、こうした動きが多くの人々の農業や食について関心を引き起こし、地域の産業のより一層の活性化につながるものと期待しているところです。

神崎町長 石橋 輝一

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ

れからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



随 想

随 想

小さな島のまちづくり

長崎県小値賀町長 西 浩 三



小値賀町は、五島列島の北端に位置する、総面積25・46km²の長崎県で一番小さな外海離島の町です。昭和20年から35年までは、人口は1万人を超えており、特に漁業の町として栄えていましたが、昭和40年以降は、ご多分にもれず、少子高齢化、過疎化が進み、現在の人口は2、700人台まで減少してしまいました。

私が、大学を卒業し、故郷に帰り、小値賀町役場に奉職したのは、大阪万博が開催された頃の昭和44年で、それから40年余り、多くの仕事をさせて頂きましたが、その中でも水産を担当した時のことを特に覚えています。

私が水産を担当したのは、平成3年度から6年度までの4年間でしたが、当時の小値賀町漁業協同組合の漁獲高は約20億円で、県内の単協ではトップクラスでした。また、現在はほとんど水揚げされないアワビの

漁獲高は約40トン、水揚げ金額にして約3億円を占め、全国有数のアワビの生産地でもありました。

当時から資源管理型の漁業を推進し、アワビの漁獲高制限等にも取り組んできましたが、その後20年間の環境の変化はものすごいものでした。当時も磯焼け現象が少し出ていましたが、他の町に比較すると小さいとされていて、国庫補助事業でアワビ礁（築いそ）設置や他地区の藻場改善のための海藻牧場事業を実施していました。

その後、平成10年前後から本町での磯焼け現象が顕著になり、その対策に毎年色々なことが試験的に実施されています。しかし、この磯焼けは、未だ原因が特定されず、最近の調査によると、藻場の状況では、最低ランクに位置づけられ、「日本一のアワビの里づくり」を目指してきた先人たちに大変申し訳なく思っています。

います。

これまでの10年余り、行政として色々な取り組みをしてきている中で、未だ決め手はないものの、要因の探求は少しずつではありますが進展しているようで、例えば磯焼けの犯人はウニだという説があります。

小値賀町では、10年前との比較調査を実施してまして、その結果でも、ここ10年で、ウニは異常発生していますし、磯焼けと同時進行で、サンゴ藻類等石灰藻も異常発生し、10年で10倍の現存量となつています。その対策として、ウニ類の駆除にスキューバを使用して、ウニフェンス等で徹底的に管理した場所では、海藻が再び繁茂する等、それを裏づけるデータが出てきています。

また、温暖化による南方系のブダイ、イスズミやアイゴ等の植食動物の食害が、磯焼けの要因の一つと思われるデータも、海藻を網で囲って魚から保護すると、その中では海藻が繁茂するという結果から得ています。

全国的な問題となっているこの磯焼けを解消し、20年前のように海藻が繁茂し、アワビやサザエがたくさん取れる「宝の島」に戻すことが、現在の私の夢の一つでもあります。

去年の小値賀町は、多くの栄誉を

受けることが出来た年でもありました。町内のNPO法人「おぢかアイランドツーリズム協会」が「豊かなむらづくり全国表彰事業」の農林水産大臣賞を受賞し、一方、町は、長崎県内の自治体初の「地域づくり総務大臣表彰」の大賞受賞を機に、小値賀町（おぢかちょう）と正しく読んでいただけるようになりました。

本町は、西海国立公園に指定され、また、「小値賀諸島の文化的景観」が、重要文化的景観として国の選定を受けるなど、美しい自然と文化的な価値が高く評価されており、現在、それらの資源を活用した体験型観光を積極的に推進しており、最近では、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏として観光庁の認定も受けています。

25年度末には、小値賀町総合計画を策定しましたが、「美しい海のまち」「生き生きとした産業のまち」「ふれあいとやすらぎのまち」の三つの基本理念を継承し、小値賀町が持つ潜在的な魅力（恵まれた自然環境や歴史文化）を大切にする社会環境の整備を図りながら、外部から交流で町を訪れる人達にも魅力を感じさせる、「訪れてよし、住んでよし」のまちづくりを目指したいと思っています。交通の便があまり良くない町ですが、ぜひ一度お訪ね下さい。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 10,100 円より

SINGLE
ROOM

金曜日料金

15% OFF **8,600 円より**

土・日・祝日料金

20% OFF **8,100 円より**



ダブル 12 室
平日料金 13,700 円
〈2 名利用〉※1 名利用の場合 11,400 円

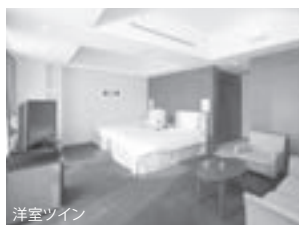
DOUBLE
ROOM

金曜日料金

15% OFF **11,600 円**
※1 名利用の場合 9,600 円

土・日・祝日料金

20% OFF **10,900 円**
※1 名利用の場合 9,000 円



ツイン 17 室
平日料金 19,000 円より
〈2 名利用〉

TWIN
ROOM

金曜日料金

15% OFF **16,200 円より**

土・日・祝日料金

20% OFF **15,200 円より**

会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多様な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。

カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

